

一般社団法人日本花資格協会 加盟校入会審査及び利用規約

本規約は、「一般社団法人日本花資格協会加盟校」のご活動にあたり、ご理解いただきたい大切な項目を説明しております。あらかじめ熟読、ご同意のうえ、下記の手続きに従って「加盟校入会審査手続き及び利用規約」をいただけますようお願いいたします。全文を必ず熟読し、入会審査手続きをお願い致します。本加盟校入会審査に関する案内は当協会サイトならびに資格証郵送時に書類を送付する事により受講生へ知らせる義務が完了するものとし、確認が出来なかった場合やその他不利益が生じた場合の一切の責任を当協会では負いません。また、加盟校指導者と受講生の私的交流に対し当協会は一切の関与を致しません。趣味校にも当然の通り一切の関与を致しません。また、趣味校や加盟校、受講生、第三者、関係者による論争を仲裁することはできません。論争が解決しない場合、裁判所で問題を解決するのは趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者による責任です。当協会は一切の責任を負わず趣味校や加盟校、第三者、関係者はそれらに従うものとします。論争が解決しない場合、裁判所で問題を解決するのは趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者による責任です。当協会は一切の責任を負わず趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者はそれらに従うものとします。当協会の規約適用により、私に損害が生じた場合であっても、当協会はなんらの責任を負いません。また、当協会に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

※本規約における表記…○項：「1.」、「2.」等の項番を指します。○号：「(1)」、「(2)」等の()内の番号を指します。本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとします。名称の略称や説明は別途利用規約と同じです。

第1条(定義) 本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとします。

- 1.「当協会」とは、一般社団法人日本花資格協会をいいます。入会金・年会費は無料です。
- 2.「加盟校」とは、当協会が指定した一定の試験及び加盟校入会審査通過、「加盟校入会審査及び利用規約」を通過した指導者であり、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースが受講できる自宅サロン・教室です。当協会の加盟校一覧ページに掲載がされています。加盟校は使用関係のない個人事業主又は法人です。詳しくは「加盟校入会審査及び利用規約」をご確認ください。
- 3.「趣味校」とは、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを取得し、「趣味校入会審査及び利用規約」を通過し、当協会のホームページに掲載をしている個々の自宅サロン・教室をいいます。当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースのご受講は頂けません。詳しくは「趣味校入会審査及び利用規約」をご確認下さい。
- 3.「本コース」及び「コース」は、加盟校で受講できる当協会の検定実技講座又は資格実技講座、その他当協会サイトに掲載されている講座をいいます。
- 4.「契約」とは、加盟校で当協会の検定実技講座又は資格実技講座コース受講のお申込みをすることをいい、「契約確定」とは、契約金額の支払いが加盟校で確認できた時をいいます。お支払い方法は加盟校により異なります。必ず契約前にご確認下さい。
- 5.「受講生」とは、加盟校で当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを受講している生徒をいいます。
- 6.「指導者」とは、加盟校は受講生に当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを指導する者をいいます。
- 7.「当協会サイト」とは、当協会が運営する下記ホームページをいいます。
- 8.本規約の用語は「加盟校入会審査及び利用規約」ならびに「趣味校入会審査及び利用規約」にも適用されます。

PC・スマートフォンURL

<https://www.jfla.jp/>

第2条(入会・退会)

- 1.「加盟校」とは、当協会が指定した一定の試験及び加盟校審査通過後、加盟校規約に同意をした指導者であり、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースが受講できる自宅サロン・教室です。加盟校は使用関係のない個人事業主又は法人です。加盟校は当協会のコースを加盟校で提供する対価として、当協会に対し、当協会が別途定める料金(以下、「キット料金」といいます)を支払うものとします。加盟校では当協会のコースに限らず、他協会のコースの開講やサービスを実施する自由があり、当協会はそれらに対し一切の関与をせず、責任を負いません。当協会のコースを受講生が加盟校へ申込みを行う場合は、加盟校の支払い方法や支払い回数、受講順序、コースごとの開講月等に従うものとし、当協会はそれらに対し一切の関与をせず、責任を負いません。
- 2.加盟校は当協会サイトに加盟校一覧として掲載が必須であり、掲載料金は無料です。但し当協会の仏花資格コースの単品販売のみをする加盟校に限り、掲載を非開示にする事が出来ます。加盟校は掲載を拒否する事が出来ず、掲載を希望しない場合は当然の通り加盟校として活動は出来ません。
- 3.当協会が別途指定する支払い方法及び支払い条件によりキット料金を支払うものとします。
 - (1)キット料金のお支払い方法として指定の銀行振込又はPayPalオンラインクレジット決済よりお選びいただけます。
 - (2)PayPalオンラインクレジット決済を利用する場合には、当該クレジットカード会社・PayPalが定める関連規定に従うものとします。クレジット利用にあたっては、クレジット会社及びPayPalの規定に準じます。不明な点はご利用のクレジット会社及びPayPalまでお問い合わせください。

- (3)銀行振込・クレジット決済にかかかかる手数料は加盟校指導者負担とします。
- 4.加盟校継続を希望する場合は年1回の継続に伴う誓約書の同意が必要となります。誓約書はメール又は郵送にて通知を行うものであり、通知した日付より14日以内に返信のない場合は退会となります。
- 5.当協会に既に支払われたキット料金等の払戻義務を一切負わないとともに、加盟校が退会に伴って、当協会に対して何らかの請求権を取得することは一切ないものとします。
- 6.加盟校は自由に新規受講生販促におけるキャンペーン等や体験レッスン、作品展、個展、ワークショップ等のイベント、ホームページ・SNS・その他に対し自由に活動や「一般社団法人日本花資格協会加盟校」として活動ができるものとし、それらに対し生じたトラブル等による一切の責任を当協会では負いません。掲載されている内容に対しても当協会は一切の責任を負わず、加盟校や第三者、その他関係者はそれらに対し当協会へ何ら請求をする事はできません。但し、当協会それらに対して、当協会の信用が著しく損なう場合やその他不適切だと判断された場合、法的措置を講じる権利を保持しています。
- 7.当協会が指導・販売が許可したコースのみを指導・販売できるものとする。
- 8ホームページ・SNS・その他に対し自由に活動や当協会のPRできるものとし、それらに対し生じたトラブル等による一切の責任を当協会では負いません。掲載されている内容に対しても当協会は一切の責任を負いません。
- 9.加盟校で取得した個人情報加盟校規約に即します。当協会では一切の責任を負いません。
- 10.指導者は技術・知識力向上の為、1年に1回はブラッシュアップ(有料)をご受講下さい。
- 11.当協会別途利用規約・趣味校規約を加盟校指導者は把握しているものとします。
- 12.当協会掲載をすると様々な広告営業やその他営業電話がくる事例がございます。その際の対応や一切の責任は当協会では負いません。ご自身でご判断をお願い致します。
- 13.加盟校掲載は1年に1回の無料募集期間に限り無料で掲載が可能です。無料募集期間以外の掲載には10,800円(税込)の掲載料が発生致します。尚、無料掲載期間は当協会サイトにて告知をするものとします。
- 14.以下に該当する場合は入会をお断りいたします。
- (1) 本規約への同意が得られない場合、または同意を得られないと当協会が判断した場合。当協会利用規約・趣味校規約への同意が得られない場合、または同意を得られないと当協会が判断した場合。
- (2) 健康面、安全面、衛生面等の観点から、適正なサービスの提供を確保できないおそれがあると当協会が判断した場合
- (3) 所定の契約順序でないコースの契約を希望する場合
- (4) その他、入会または契約行為が適切でないと当協会が判断した場合
- (5) 当協会の運営を妨害したとき。
- (6) 過去に規約違反等により利用資格が取り消された事が判明したとき。
- (7) 当協会、当協会従業員、加盟校、趣味校、その他の第三者や関係者に対する乱暴な言動、呼び出し、脅迫、危害の恐れ、不当な要求行為が行われたとき。
- (8) 反社会的勢力、反市場勢力ならびにその他その構成員、関係、またそのおそれがある者であると判断した場合には東京都暴力団排除条例に基づき入会完了後であっても、代金をご返金の上、加盟校を退会させていただきますので、予めご了承ください。
- 15.加盟校を退会する場合は別途書面にて退会手続きを行う必要があります。
- 16.入会には検定実技

講座の場合は一級取得。キャリアアップ実技講座やインテリアフラワーアレンジメント資格が一つ以上必要です。

- 17.二級検定実技講座を指導希望の場合は、審査通過後に一流起業講座(38,000円・税込・座学)のご受講が必須です。受講スクールは当協会サイトの各コースよりご確認頂けます。起業講座では教室のコンセプトの作り方から教室運営に必要な事柄を学びます。尚、起業講座では個人事業主の開業方法等の説明はございません。直接専門機関へお問合せをお願いいたします。
- 18.キャリアアップ実技講座は審査通過後に別途ライセンス料(21,000円・税込)お支払いいただきます。

19.販売・指導の範囲

検定実技講座又は資格実技講座では指導のみの講座・指導と販売が出来る講座がございます。対象は下記の通りです。

- (1) 指導のみは、検定実技講座全コース、キャリアアップ実技講座の仏花資格を除く全コース、インテリアフラワーアレンジメント実技講座全コースとなります。
- (2) 指導及び販売可能はキャリアアップ実技講座仏花資格取得コースとなります。

20.年1回のブラッシュアップの実施

加盟校指導者に限り、当協会では技術力・知識・その他の向上の為、年に1回のブラッシュアップの実施致します。(海外・沖縄は通信教育対応)

21.入会審査は何回でも可能ですが、3ヶ月に1回限りの審査とさせていただきます。3ヶ月に2回以上、本規約の審査書類を提出して頂いても審査はお断りし、当協会は3ヶ月に2回以上の申請に対しては当協会は何ら審査結果通知は致しません。

第3条 (特典)

1. 当協会公式サイトにて加盟校としての掲載

加盟校は当協会公式サイトにて1年に1回の無料掲載期間に無料で掲載頂けます。期間外の掲載は有料となります。

無料掲載期間は当協会公式サイトをご確認下さい。

2. キットの購入(オリジナル作品・テキスト及び教材の使用・指導権)

当協会より許諾・キットの購入の条件として、指導者は、自らが日本国内で開催する花教室(以下「加盟校」という)における当協会のコース指導として、当該受講生に対してキットと合わせて郵送されるコース内容で学べるオリジナル作品の資材や花材、技術・知識が記載された教材を現状のまま当該受講生がコース受講の目的に限って使用することができ、指導権が与えられます。なお、本項で許諾された使用権に基づく使用を除き、当協会のオリジナル作品・技術・知識の使用および指導、利用(オリジナル作品・技術・知識の複製及び改変、その全部または一部を、有償、無償を問わず、第三者に対して販売、譲渡、貸与、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつ

ては送信可能化を含みます。) 、利用許諾、若しくは出版を含みますが、それらに限られません) は認められません。日本花資格協会
で学んだ技術・知識を応用・使用しオリジナル作品を制作する事は許可されます。

第4条 (加盟校リンク先に関する免責事項)

1. 当協会は、加盟校のリンク先の内容について、情報の完全性・正確性、第三者の権利の非侵害性に対して一切の保証を与えるものではありません。万一、リンク先のご利用、もしくはご利用できないことにより何らかの損害が発生した場合も、当協会は何ら責任を負うものではありません。
2. 当協会は、リンク先における各種サービスまたは各種情報の提供、またはその遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、その他リンク先に関連して発生した加盟校指導者または第三者の損害について、一切の責任を負わないものとします。情報の閲覧やサービスの提供を受けるにあたっては、法令上の義務に従った上、加盟校指導者の責任においてご利用ください。
3. 当協会は、加盟校サイトに当協会の異なった情報が掲載されている内容について事前の予告なく変更もしくは削除を要請することがあります。また、リンク先の運営を予告なしに中断または中止を要請することがあります。これらによって生じるいかなる損害についても、当協会は何ら責任を負うものではありません。
4. 当協会は、リンク先からリンクしている他のWEBサイトに含まれている情報、サービス等については、一切関知しておらず、一切の責任を負わないものとします。リンク先のWEBサイトは、そのWEBサイトが掲げる条件に従い、指導者の責任においてご利用ください。
5. 加盟校リンク先に当協会の信用が著しく損なう場合やその他不適切だと判断された場合、法的措置を講じる権利を保持しています。

第5条 (禁止事項および注意事項)

当協会では、下記の行為を禁止しています。万が一、下記のような行為が発覚した場合には、加盟校の退会、キットの購入等、各種権利剥奪の措置をとらせていただくことがあり、この場合、加盟校になる為に発生した費用は返還いたしませんのでご了承ください。これらの措置に対し加盟校指導者は当協会へ何ら請求を行わないものとし、当協会は一切の責任を負いません。但し、当協会それらに対して、当協会の信用が著しく損なう場合やその他不適切だと判断された場合、法的措置を講じる権利を保持しています。

1. 「加盟校」に基づく指導者が当協会から許諾を受けた権利または合格証・資格証を第三者に譲渡、貸与もしくは売却すること
2. テキストや教材・オリジナル作品・技術・知識の使用権又は利用権を第三者に譲渡、貸与もしくは売却又は再許諾すること
3. テキストや教材・メール・当協会公式ホームページ・その他に掲載されている情報・レイアウト・写真・デザインなどを複製、転載すること
4. 第3条2項で許諾された範囲を超えてオリジナル作品・技術・知識を使用、利用すること
5. テキストや教材のイラストおよびレイアウト・写真・デザイン・商標・ロゴマークを複製、転載その他複製すること
6. テキストや教材ならびに当協会ですべての著作物(原本および複製とも)を第三者に譲渡、貸与もしくは売却または再許諾すること(インターネットオークションでの出品含む)
7. インターネット等で不特定多数または特定少数の人を対象に教材内容・技術・知識を公開すること
8. 当協会の商標・ロゴマーク、その他、当協会のオリジナル作品(印刷物・ホームページ素材等)を本規約で許諾された範囲外で使用または利用すること
9. 「一般社団法人日本花資格協会」や「加盟校」の名を語り、なりすまし行為をすること
10. 「一般社団法人日本花資格協会」やと資本関係その他提携関係・使用関係があるかのような表示を行うこと
11. 「一般社団法人日本花資格協会」に対して、不正アクセスによる保存データの破壊、盗難、コンピューターウィルスを送る等の行為をすること
12. 「全国の加盟校やその他」の教室内で撮影した写真、動画等又は「一般社団法人日本花資格協会」のWebサイトに掲載している写真、動画等を自身の加盟校の広告、宣伝等に利用すること
13. 法令または公序良俗に反し、「一般社団法人日本花資格協会」およびその関係者の名誉・信用・財産・その他権利を侵害する行為をすること
14. 当協会は違法または不適切な投稿や掲載、公序良俗に反する名称の使用、この本規約や当協会利用規約に従わない名称使用、不適切な内容に対して、法的措置を講じる権利を保持しています。
15. 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
16. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、

第6条 (加盟校証明書の交付申請)

加盟校審査通過後は、希望制で加盟校証明書の交付申請が可能となります。下記の手順で申請頂けます。なお、発行申請後の変更は承れません。加盟校証明書がお手元に届いてからの紛失・破損・氏名変更など、加盟校のご都合による再発行は別途費用が発生します。また、内容によっては承れない場合もございますのでご了承ください。

[申請方法] info@jfla.jpへ氏名、電話番号、指導コース、発送先住所、加盟校証明書の交付申請の希望と記載の上、送信ください。
10日以上返信のない場合はスパムや迷惑メールに入っている可能性がございます。ドメイン受信設定をご確認の上、ご送信ください。
受信確認完了後、お支払いのご案内メールを送信いたします。

[申請期間] 内容確認後より約1ヶ月で郵送

[お支払い方法] 銀行振込又はPayPalオンラインクレジット決済

[加盟校証明書有効期限] 1年間(有効期限が切れると本証明書は停止となり、ご使用頂けません。有効期限内に退会された場合は退会日時を有効期限が切れたものとします。)

[申請料金] 15,000円(税込・送料込)

第7条(強制退会)

1. 当協会は、以下に該当するまたは該当するおそれがあると当協会が判断した場合、加盟校に催告等の手続きを要することなく、当協会は加盟校登録アドレス宛に通知を行うことにより、加盟校を強制退会することができるものとし、加盟校が本条に基づき退会となった場合、加盟校の当協会に対する一切の債務は当然に期限の利益を失うものとします。これらに対し加盟校指導者は速やかに指示に従

うものとし、当協会に対し何ら請求を行わないものとし、当協会は退会に対し加盟校に不利益が生じた場合の一切の責任を負いません。

- (1) キット料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合や受講生が返金を申し出た場合、当協会へキット料金を同様に返金しない場合
- (2) 加盟校の短期的な入会または退会を繰り返し行った場合
- (3) 入会のお申し込み時において、当協会利用規約・本規約に同意する意思がないと認められる場合
- (4) 当協会からの問い合わせやその他の回答を求める連絡に対して、14日間以上応答がない場合
- (5) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき又は租税滞納処分を受けたとき
- (6) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、破産手続開始その他これに準ずる手続を申立て、又は第三者から申立てを受けたとき
- (7) 当協会、当協会従業員、他の加盟校、他の加盟校指導者、その他の第三者の運営を妨害したとき。
- (8) 営業を廃止したとき
- (9) 当協会、当協会従業員、他の加盟校、他の加盟校指導者、その他の第三者に対する乱暴な言動、呼び出し、脅迫、危害の恐れ、不当な要求行為が行われたとき。
- (10) 行政処分を受けたとき又は重大な法令違反がある場合
- (11) 加盟校指導者(加盟校が法人である場合はその役員)が刑事事件によって逮捕もしくは勾留されたとき、または加盟校指導者が刑事訴訟、第三者とトラブルにより協会に不利益が生じたとき
- (12) 加盟校指導者が当協会に提供した事項に虚偽又は重大な間違いがあった場合
- (13) 当協会、当協会従業員、他の加盟校、他の加盟校指導者、その他の第三者の信頼を著しく失墜する行為があったとき
- (14) 本規約に違反、または違反するおそれがあると認めた場合
- (15) 「利用規約」「加盟校利用規約」で定義する「違反行為」を行なったと認めた場合や当協会が判断した場合
- (16) その他、当協会が本サービスの提供を継続することが困難であると判断したとき

第 8 条 (個人情報)

- ・加盟校は、キット料金を支払うために入力した情報(屋号、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号を含みますが、それらに限られません。以下「支払情報」といいます。)は真実かつ自己の権利に属する情報であることを保証するものとし、支払情報に変更があった場合には、遅滞なく当協会に知らせるものとし、
- ・加盟校指導者は加盟校で取得した受講生の個人情報を支払情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を持つものとし、
- ・加盟校指導者は加盟校で取得した受講生の個人情報を支払情報が第三者に利用されたことまたは支払情報に当協会の連絡が届かなかったことによって生じた損害等につきまして、当協会はいかなる責任も負いません。
- ・当協会は、クレジットカード会社の事情による加盟校の情報に関する照会があった場合、当該加盟校の支払情報をクレジットカード会社に提供する場合があります。
- ・当協会は、当該加盟校の支払情報を債権譲渡に必要な範囲で債権回収代行業者に開示する場合があります。
- ・加盟校は、個人情報の漏えい、滅失又はき損等のリスクを十分に考慮した安全対策を施すとともに、その防止・是正を行います。
- ・加盟校は、本人自身の個人情報の開示、訂正・削除の請求、並びに苦情及び相談がある場合には、迅速にこれに応じます。
- ・加盟校で個人情報漏洩によるトラブル等が生じた際の一切の責任を当協会では負いません。

第 9 条 (規約の変更)

本規約の改定はその都度、当協会サイトに掲示し、変更はその掲示時点で効力を生じるものとし、この場合、利用者は、改定後の規約に従っていただきます。当協会はいつでもお客様への事前、事後の通知無しに本契約を変更することができます。改定後は改定された内容になりますので、定期的に最新の内容をご確認ください。

第 10 条(暴力団等排除条項)

- 1.加盟校は当協会に対し、活動期間中に、自己及びその役員、株主、社員、使用人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の(1) - (5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.加盟校は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとし、
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為

(5) その他 (1) - (4) に準ずる行為

3.当協会は、加盟校が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、加盟校が、加盟校及びその役員、社員、使用人、関係社、受講生が暴力団員等でないことの確認に関する調査等に協力せず、資料等を提出しない場合のいずれかに該当し、かつ、加盟校との取引を継続することが不適切である場合には、加盟校に対する事前の告知及び催告なしに、直ちに本契約を解除させることができるものとします。

4.加盟校は、前項に基づく退会によって生じた損害について、当協会に対し何らの請求も行わず、当協会は不利益が生じた場合の一切の責任を負わないものとします。また、退会により当協会に損害が生じたときは、加盟校は当協会に対し、その損害額を支払うものとします。

第11条 (規約の変更)

本規約の改定はその都度、当協会サイトに掲示し、変更はその掲示時点で効力を生じるものとします。この場合、利用者は、改定後の規約に従っていただきます。当協会はいつでもお客様への事前、事後の通知無しに本契約を変更することができます。改定後は改定された内容になりますので、定期的に最新の内容をご確認ください。

第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

尚、当協会ではお取引上やお取引過程での問題で当協会担当者の対応でご納得頂けない節や訴訟を含め、法的解釈・解決を要すると当協会が判断した場合、弁護士に一切の対応を委任いたします。尚、加盟校・趣味校で発生した問題等の一切の責任を当協会は負わないものとし、受講生・卒業生・加盟校指導者・趣味校は当協会に対し何ら請求も行わないものとします。

第13条 (問い合わせ)

本規約の内容及び日本花資格協会に関するご不明な点、ご質問につきましては、info@jfa.jpまでお問い合わせください。

以下を下記住所宛に送付ください。

- 1.氏名・捺印・住所・電話番号が記載された本加盟校入会審査及び利用規約
- 2.指導を希望するコースの合格証又は資格証コピー
- 3.スクールの雰囲気が分かる写真(3枚程度・info@jfla.jpへの送信でも可)
〒157-0074 東京都世田谷区大蔵6丁目3番10号
一般社団法人日本花資格協会 加盟校入会受付係 行

一般社団法人日本花資格協会利用規約

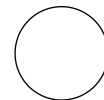
一般社団法人日本花資格協会加盟校入会審査及び利用規約

両方の全文を確認し、同意しました。

一般社団法人日本花資格協会加盟校入会及び指導コースのキット購入を希望します。

日付

氏名・スクール名



住所

電話番号

指導希望コース

- 1.加盟校証明書の交付申請は入会審査合格後をお願い致します。
- 2.審査結果のご案内はご登録されているメールアドレス宛に10日営業日以内にお送りいたします。メールがお送りできない場合は本規約記載住所宛にお送りいたします。その際は結果に約20日営業日のお時間を頂く場合がございます。
- 3.土日祝日・年末年始はお休みです。
- 4.審査不合格理由は公表致しておりません。
- 5.審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしません。ご了承ください。
- 6.既に掲載されている方で掲載コースを追加希望の場合は都度本規約を送付ください。